

消費生活
緊急情報

第27号

平成22年1月8日

竹炭マットの訪問販売に
要注意！！

突然、高齢者宅に訪問販売員がやってきて、承諾無しに家にあがり、ベッドに竹炭マットを敷いて購入を迫る悪質な業者が確認されています。

1枚10万円のマット数枚を勧め、十分な説明もないまま印鑑を要求し契約書に押印させています。

万一契約してしまっても、8日以内であれば無条件で解約できるほか、契約書面に不備があったり勧誘方法に問題があるときは期限を過ぎても解約できる場合があります。

契約や解約で困った時は最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金、9時～17時)